多面的機能発揮促進事業に関する計画の概要

令和4年(2022年)4月1日

熊本市

農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する法律(平成26年法律第78号)第8条第4項において準用する 同法第7条第5項の規定に基づき、多面的機能発揮促進事業に関する計画の変更を認定したので、同法第8条 第4項において準用する同法第7条第6項の規定に基づき、その概要を下記のとおり公表する。

記

種類				実施地域等				
1号 事業	2号	3号 事業	4号 事業	地域	重点区域との 重複の有無	実施期間	実施主体	備考
0				熊本市北区植木町地内	無	平成31年度 ~ 令和5年度	植木町多面的 機能広域協定	対象農用地面積 の変更 長寿命化計画の 変更
0				熊本市東区供合地域内	無	平成31年度 ~ 令和5年度	供合地域農 地・水・環境 保全管理協定 運営委員会	対象農用地 面積の変更
0				熊本市東区画図地域内	無	平成31年度 ~ 令和5年度	画図地域農 地・水・環境 保全管理協定 運営委員会	長寿命化計 画の変更